証券コード　1788
平成29年９月８日

株　主　各　位

滋賀県甲賀市信楽町江田610番地
株式会社　三東工業社
代表取締役社長　奥　田　克　実

第63回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月26日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年９月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　滋賀県栗東市上鈎480番地
　　当社　本社５階　会議室
　　末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
３．目的事項
　報告事項　第63期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　株式併合の件
　　第３号議案　定款一部変更の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

　＜株主提案（第５号議案）＞
　　第５号議案　剰余金の配当の件
　議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

４．その他議決権の行使についてのご案内

＜ご注意／無効票＞

株主提案である第５号議案「剰余金の配当の件」は、会社提案である第１号議案「剰余金の処分の件」の対案であるため、第１号議案と第５号議案は両立しない関係にあります。

また、両議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

したがいまして、書面により第１号議案に賛成、かつ、第５号議案に賛成する旨の議決権の行使をされた場合、又は、書面により第１号議案につき賛否の表示をされず、かつ、第５号議案に賛成する旨の議決権行使をされた場合は、第１号議案及び第５号議案への議決権の行使は無効としてお取り扱いいたしますのでご注意いただきますようお願い申しあげます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.santo.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過および成果

①　事業の状況

当期におけるわが国経済は、政府の経済対策により、企業収益や雇用情勢は改善し、個人消費も徐々に持ち直してきており、景気は緩やかな回復基調が続きました。

一方、建設業界につきましては、公共投資は低調に推移し、民間設備投資につきましては持ち直しの動きが見られるものの力強さはなく、厳しい状況にあります。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減およびリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をしてまいりました。

この結果、当期の経営成績は、受注高5,353百万円（前期比4.8%増）、売上高4,792百万円（前期比9.4%減）、営業利益87百万円（前期比43.2%減）、経常利益98百万円（前期比35.7%減）、当期純利益120百万円（前期比87.7%増）となりました。

各セグメント別の概況は次のとおりであります。

【土木部門】

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高3,417百万円（前期比35.2%増）となり、完成工事高2,861百万円（前期比3.5%増）、セグメント利益44百万円（前期比63.8%増）となりました。

【建築部門】

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の業績は、受注工事高1,935百万円（前期比25.0％減）となり、完成工事高1,899百万円（前期比23.7％減）、セグメント利益25百万円（前期比76.6％減）となりました。

【不動産部門】

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の業績は、売上高31百万円（前期比0.4％減）、セグメント利益17百万円（前期比1.7％減）となりました。

当事業年度の受注、完成工事高および繰越工事高

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	計	当期完成工事高	次期繰越高
土木部門計		857	3,417	4,274	2,861	1,413
	一般土木	821	2,388	3,209	1,926	1,282
	地下技術	33	541	574	452	122
	舗装	2	487	489	482	7
建築部門		1,149	1,935	3,084	1,899	1,185
合計		2,007	5,353	7,360	4,761	2,598

(注)工事を施工する土木部門および建築部門のみの記載となっております。

② 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資額は152百万円であり、このうち主なものは信楽本店の新築、機械の取得によるものであります。

なお、資金については自己資金を充当いたしました。

③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年９月30日を株式取得日として、株式会社古澤建設の株式を取得し、同社を子会社といたしました。なお、同社については小規模であり、重要性が低いため、非連結子会社としております。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第60期 (平成26年６月期)	第61期 (平成27年６月期)	第62期 (平成28年６月期)	第63期 (平成29年６月期)
受　　注　　高	6,694	4,721	5,108	5,353
売　　上　　高	5,921	5,527	5,287	4,792
経　常　利　益 または経常損失（△）	△41	156	153	98
当　期　純　利　益 または当期純損失（△）	△62	142	64	120
１株当たり当期純利益 または当期純損失（△）	△9円07銭	20円81銭	9円39銭	17円63銭
純　　資　　産	2,375	2,477	2,472	2,604
総　　資　　産	3,727	3,743	3,590	3,652
１株当たり純資産額	346円48銭	361円35銭	360円62銭	379円86銭

(3) 対処すべき課題

当社におきましては、引き続き営業力の強化（全社営業の展開・営業戦略の構築・計画的新規開拓営業・企画提案営業の強化など）に取り組んでまいります。

また、国土交通省が普及推進しておりますi-Construction（情報化施工等を活用して生産性を向上させる取り組み）を積極的に推進することで、建設現場における生産性を向上させ、経営環境を改善していきます。

当社では滋賀県内に眠る森林資源の有効活用を図るため、昨今注目されておりますＣＬＴ（Cross　Laminated　Timber:直交集成板）の研究を進め、今後はＣＬＴの積極的な利用・展開を促進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、今後も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容　（平成29年６月30日現在）

土木、建築、舗装、各工事の総合請負

建設業法に基づく許可　　国土交通大臣許可　（特－27）第9082号

設計監理　一級建築士事務所　　滋賀県知事登録　（ロ）第2101号

不動産取扱　宅地建物取引業者免許　滋賀県知事　（７）第1845号

労働者派遣　労働者派遣事業許可　厚生労働大臣許可　派25-300225

(5) 主要な営業所　（平成29年６月30日現在）

本社　　滋賀県栗東市上鈎480番地

本店　　滋賀県甲賀市信楽町江田610番地

三重営業所　　三重県伊賀市上野丸之内57番地17号

大津営業所　　滋賀県大津市長等３丁目２番23号

（注）草津営業所は平成29年５月25日をもって閉鎖しております。

(6) 使用人の状況　（平成29年６月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81名	5名増	45.5歳	14.7年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

２．会社の株式に関する事項

株式の状況　　（平成29年６月30日現在）

①　発行可能株式総数　　22,000,000株

②　発行済株式の総数　　6,860,000株

③　株主数　　855名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社東物産	880	12.85
合同会社M&S	526	7.67
三東工業社従業員持株会	314	4.59
株式会社滋賀銀行	280	4.08
中川　徹	250	3.66
東　しづゑ	181	2.65
大西藤司	165	2.41
太洋基礎工業株式会社	160	2.33
中川瑞子	152	2.23
佐藤兼義	128	1.87

（注）１．持株数の千株未満は切り捨てております。
２．当社は平成29年６月30日現在、4,367株の自己株式を保有しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1)　取締役の状況　　（平成29年６月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田克実		
常務取締役	細川礼昭		株式会社古澤建設取締役
取締役	中村幸治	建築事業本部長	
取締役	矢森貞行	管理本部長	
取締役	山本喜彦	営業本部長	
取締役	田中久雄	土木事業本部長	
取締役（常勤監査等委員）	奥村敏朗		株式会社古澤建設監査役
取締役（監査等委員）	山本泰造		
取締役（監査等委員）	津田穂積		津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）１．平成28年９月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役（監査等委員）山本泰造氏及び津田穂積氏は社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）津田穂積氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、奥村敏朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．取締役（監査等委員）山本泰造氏及び津田穂積氏については、当社が東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

６．当事業年度中における取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
細川礼昭	取締役営業部長	常務取締役	平成29年４月28日

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	支　給　額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く）	８名	20百万円	（内社外取締役１名　1百万円）
取締役（監査等委員）	３名	17百万円	（内社外取締役２名　7百万円）
監　査　役	３名	4百万円	（内社外監査役２名　2百万円）
合　　計	11名	42百万円	（内社外役員３名　10百万円）

（注）１.当社は、平成28年９月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の報酬等の総額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等の総額は本件移行後の期間に係るものであります。

２.取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３.監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成13年９月27日開催の第47回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年９月27日開催の第62回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

４.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年９月27日開催の第62回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

５.監査役の報酬限度額は、平成５年９月29日開催の第39回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼職の状況	関　　係
取　締　役	山　本　泰　造	該　当　な　し	該　当　な　し
取締役（監査等委員）	山　本　泰　造	該　当　な　し	該　当　な　し
監　査　役	津　田　穂　積	津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）	兼職先と当社との間に特別な関係はありません
取締役（監査等委員）	津　田　穂　積	津田公認会計士事務所所長 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）	兼職先と当社との間に特別な関係はありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会出席状況（14回開催）	監査役会出席状況（3回開催）	監査等委員会出席状況（12回開催）
取締役　　山本泰造	3回	－	－
取締役（監査等委員）山本泰造	11回	－	12回
監査役　　津田穂積	3回	3回	－
取締役（監査等委員）津田穂積	11回	－	12回

b. 取締役会における発言状況

取締役および取締役（監査等委員）山本泰造氏は銀行の行員経験者としての立場として、また、監査役および取締役（監査等委員）津田穂積氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、それぞれ議案審議等に必要な発言は出席の都度適宜行っております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

c. 監査役会および監査等委員会における発言状況

取締役および取締役（監査等委員）山本泰造氏、監査役および取締役（監査等委員）津田穂積氏は非常勤でありますが、他の監査役または他の監査等委員から日頃の監査状況を聞き、さらに監査役会または監査等委員会を通じ会社の業務執行の内容を十分に把握し、適正な監査意見を形成しております。なお、重要な案件等につきましては、事前に説明を実施し、了解を得ております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

４．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称および報酬等の額

区分	名称	当事業年度に係る報酬等の額	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
会計監査人	ひかり監査法人	14,500千円	14,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数及び人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し監査報酬に同意をしております。

(2)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査等委員会の決定により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

５．業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において以下のとおり決議しております。

①　取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を従業員等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。

また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜従業員等への教育も実施しております。

さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。

また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役（監査等委員を含む）はこれらを閲覧できるものとしております。

さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月１回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、取締役が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月１回）に報告を行っております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在当社には、監査等委員会の職務を補助する従業員は置いていませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。

また、その職務の内容は次のとおりであります。

ｱ)監査等委員会議事録作成

ｲ)資料の提供および調査

ｳ)その他事務連絡

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員の指揮命令については、監査等委員会が直接行います。また、補助すべき従業員の人事考課および異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとしております。

⑧　取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

重要事項については、監査等委員が出席する取締役会、営業会議、マネジメント会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。

さらに、監査等委員会へ報告を行った取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および従業員に周知徹底しております。

⑨　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。

さらに、監査等委員会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(2)当該体制の運用状況の概要

①　内部統制システムの運用の状況等

当社は、定例の取締役会を12回と臨時の取締役会を２回開催し、経営上の意思決定を行いました。監査役および監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席して取締役の職務執行について厳正な監査を行いました。また、監査役会を３回、監査等委員会を12回開催し、監査役間または監査等委員間の情報共有および意思疎通を図るほか、会計監査人より監査実施結果等に関し適宜説明を受けました。

② 内部監査の状況

内部監査体制につきましては、社長直轄の内部監査室が、当社の財産および業務運営の状況について適正性と効率性の観点から毎月監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証および評価を行いました。

③ 監査役または監査等委員会と内部監査部門との連携状況

監査役または監査等委員会と内部監査室とは、内部監査実施報告および意見交換等は、毎月定例会議を開催して行っております。監査役または監査等委員会は、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき情報交換と意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握する等連携を図りました。

④ 内部統制委員会の開催状況

内部統制委員会は、取締役により構成され、その中から取締役管理本部長を内部統制委員長として決定し、内部監査の進捗状況や実施状況の結果についての報告を行うために随時実施しております。

なお、当期は内部統制委員会を２回開催いたしました。

⑤ リスク管理体制の運用の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月１回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

６．会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,590,182**	**流動負債**	**982,610**
現金及び預金	1,516,136	支払手形	99,930
受取手形	197,141	工事未払金	482,670
完成工事未収入金	556,727	リース債務	3,306
販売用不動産	206,897	未払金	25,792
材料貯蔵品	925	未払費用	17,683
繰延税金資産	24,841	未払法人税等	23,163
関係会社短期貸付金	50,000	未成工事受入金	252,402
立替金	17,946	預り金	32,993
その他流動資産	30,967	完成工事補償引当金	44,500
貸倒引当金	△11,400	工事損失引当金	168
固定資産	**1,062,680**	**固定負債**	**66,040**
有形固定資産	**763,491**	預り保証金	11,590
建物・構築物	229,370	預り敷金	25,000
機械・運搬具	128,330	リース債務	6,899
工具器具・備品	20,971	繰延税金負債	22,550
土地	383,998	**負債合計**	**1,048,651**
建設仮勘定	820	（純資産の部）	
無形固定資産	**29,364**	**株主資本**	**2,550,999**
ソフトウエア	6,546	**資本金**	**849,500**
電話加入権	2,796	**資本剰余金**	**625,900**
借地権	20,021	資本準備金	625,900
投資その他の資産	**269,824**	**利益剰余金**	**1,076,129**
投資有価証券	188,784	利益準備金	188,250
関係会社株式	52,500	その他利益剰余金	887,879
更生債権等	17,618	別途積立金	700,000
長期前払費用	7,168	繰越利益剰余金	187,879
会員権	36,810	**自己株式**	**△530**
その他投資等	14,571	**評価・換算差額等**	**53,212**
貸倒引当金	△47,628	その他有価証券評価差額金	53,212
資産合計	**3,652,863**	**純資産合計**	**2,604,211**
		負債及び純資産合計	**3,652,863**

損　益　計　算　書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		
完成工事高	4,761,626	
不動産事業等売上高	31,156	4,792,783
売上原価		
完成工事原価	4,354,281	
不動産事業等売上原価	13,677	4,367,959
売上総利益		
完成工事総利益	407,345	
不動産事業等総利益	17,478	424,823
販売費及び一般管理費		337,263
営業利益		**87,560**
営業外収益		
受取利息配当金	4,477	
経営指導料	8,717	
その他の営業外収益	1,917	15,112
営業外費用		
支払利息	2,216	
支払保証料	1,948	4,165
経常利益		**98,507**
特別利益		
補助金収入	22,000	
会員権売却益	191	22,191
特別損失		
固定資産売却損	1,215	1,215
税引前当期純利益		**119,482**
法人税、住民税及び事業税	23,462	
法人税等調整額	△24,841	△1,379
当期純利益		**120,862**

株主資本等変動計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成28年7月1日期首残高	849,500	625,900	625,900	188,250	700,000	94,440	982,690	△502
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△27,423	△27,423	
当期純利益						120,862	120,862	
自己株式の取得								△27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	93,438	93,438	△27
平成29年6月30日期末残高	849,500	625,900	625,900	188,250	700,000	187,879	1,076,129	△530

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年7月1日期首残高	2,457,587	14,735	14,735	2,472,323
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△27,423			△27,423
当期純利益	120,862			120,862
自己株式の取得	△27			△27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		38,476	38,476	38,476
事業年度中の変動額合計	93,411	38,476	38,476	131,887
平成29年6月30日期末残高	2,550,999	53,212	53,212	2,604,211

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項の注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券　　時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産　　個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内の利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が改正リース取引会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金　　完成工事に関する瑕疵担保及びアフターサービス等の費用に充てるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金　　受注工事等に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持ち工事等のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事等について、損失見込額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準　　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等に相当する額の会計処理方法　　税抜方式によっております。

（追加情報）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当該事業年度から適用しております。

２．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,740,412千円
(2) 担保に供している資産　　土地　　95,183千円
　　建物　　74,771千円
　担保に係る債務の金額　　－　千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
　　金銭債権　　51,293千円
　　金銭債務　　17,100千円
(4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

３．損益計算書に関する注記
(1) 関係会社との取引高　　営業取引高　　262,312千円
　　営業取引以外の取引高　　8,717千円
(2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数　　普通株式　6,860,000株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数　　普通株式　4,367株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当　　27,423千円
　平成28年９月27日開催の第62回定時株主総会において、次のとおり決議をしております。
　・普通株式の配当に関する事項　　配当金の総額　　27,423千円
　　１株当たり配当額　　４円
　　基準日　　平成28年６月30日
　　効力発生日　　平成28年９月28日
(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
　平成29年９月27日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。
　・普通株式の配当に関する事項　　配当の原資　　利益剰余金
　　配当金の総額　　27,422千円
　　１株当たり配当額　　４円
　　基準日　　平成29年６月30日
　　効力発生日　　平成29年９月28日
(5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,980千円
販売用不動産評価損	8,485
繰越欠損金	30,169
ゴルフ会員権評価損	5,251
投資有価証券評価損	3,363
減損損失	15,182
完成工事補償引当金繰入額	13,657
その他	7,021
繰延税金資産小計	101,111
評価性引当額	△76,269
繰延税金資産合計	24,841
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22,550
繰延税金負債合計	△22,550
繰延税金資産（△負債）の純額	2,290

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

④営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,516,136千円	1,516,136千円	－千円
(2) 受取手形	197,141	197,141	－
(3) 完成工事未収入金	556,727	556,727	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	185,784	185,784	－
資産計	2,455,790	2,455,790	－
(1) 支払手形	99,930	99,930	－
(2) 工事未払金	482,670	482,670	－
負債計	582,600	582,600	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形 (2) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（貸借対照表計上額3,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（子会社株式、貸借対照表計上額52,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内
(1) 現金及び預金	1,516,136千円	－千円	－千円
(2) 受取手形	197,141	－	－
(3) 完成工事未収入金	556,727	－	－
合計	2,270,005	－	－

7．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。平成29年６月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,418千円（益）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び当事業年度末の時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
262,598千円	△3,613千円	258,985千円	288,117千円

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社古澤建設	所有直接80%	資金の貸付	資金の貸付	50,000	関係会社短期貸付金	50,000
			経営指導	利息の受取	500	－	－
			役員の兼任	経営指導料の受取	8,717	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　379円86銭

１株当たり当期純利益　　17円63銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（単元株式数の変更及び株式併合）

当社は、平成29年８月25日開催の取締役会において、平成29年９月27日開催予定の第63回定時株主総会に、単元株式数の変更及び株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1)単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月１日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に集約することを目指しています。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更し、併せて当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（５万円以上50万円未満）の水準に調整するとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的に株式併合を実施するものです。

(2)単元株式数の変更の内容

平成30年１月１日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

(3)株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・割合

平成30年１月１日をもって、平成29年12月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数10株につき１株の割合で併合します。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年６月30日現在）	6,860,000株
株式併合により減少する株式数	6,174,000株
株式併合後の発行済株式総数	686,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算定した理論値です。

④１株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4)単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年８月25日
株主総会決議日	平成29年９月27日（予定）
単元株式数の変更及び株式併合	平成30年１月１日（予定）

(5)１株当たり情報に及ぼす影響

当株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりです。

１株当たり純資産額　　3,798円64銭
１株当たり当期純利益　　176円29銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月22日

株式会社　三東工業社

取 締 役 会　御 中

ひかり監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　土江田 雅史 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 玲 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三東工業社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月25日

株式会社　三東工業社　監査等委員会

取締役　常勤監査等委員 奥 村 敏 朗 ㊞

社外取締役　監査等委員 山 本 泰 造 ㊞

社外取締役　監査等委員 津 田 穂 積 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

会社提案

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、業績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針の一つとして位置づけ、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第63期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき普通配当４円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、27,422,532円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年９月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	100,000,000円

会社提案

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（５万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（10株を１株に併合）を実施いたします。

２．併合の割合

当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は686,000株となります。

また、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成30年１月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

2,200,000株

５．本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

会社提案

第３号議案　定款一部変更の件

１.変更の理由

(1)　今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2)　第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第６条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を2,200万株から220万株に変更するものであります。

(3)　同じく第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性及び流動性の向上を図るため、現行定款第８条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(4)　現行定款第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　（条文省略） 1.～12.（号文省略） （新　　設） 13.　（号文省略）	（目　的） 第２条　（現行どおり） 1.～12.（現行どおり） 13.山林の伐採、造林並びに木材その他林産品の生産、加工及び販売 14.　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は2,200万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は220万株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第62回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　（現行どおり）
（新設）	（定款一部変更の効力発生日） 第２条　本定款第６条及び第８条の変更の効力発生日は、平成29年9月27日開催の第63回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

会社提案

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下､本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社の株式数
1	奥田克実（おくだかつみ） （昭和24年12月11日） 再任	昭和52年４月　当社入社 平成16年８月　当社営業部長 平成17年９月　当社取締役営業部門長 平成19年９月　当社代表取締役社長 兼営業統括責任者 平成21年９月　当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 奥田克実氏は、平成19年９月より当社の代表取締役社長を務めており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	35,000株
2	細川礼昭（ほそかわのりあき） （昭和32年９月３日） 再任	昭和51年４月　三幸建設株式会社入社 昭和60年７月　当社入社 平成20年４月　当社営業部長 平成28年９月　当社取締役営業部長 平成28年９月　株式会社古澤建設取締役（現任） 平成29年４月　当社常務取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 細川礼昭氏は、当社における土木事業部門・営業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	46,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社の株式数
3	中村幸治（なかむらこうじ） （昭和43年12月５日） 再任	平成２年４月　当社入社 平成18年２月　当社建築部門長 平成20年５月　当社執行役員建築事業部長 平成21年９月　当社取締役建築事業部長 平成25年７月　当社取締役建築事業本部長（現任）	24,000株
		【取締役候補者とした理由】 中村幸治氏は、当社における建築事業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	矢森貞行（やもりさだゆき） （昭和41年８月19日） 再任	平成元年４月　当社入社 平成17年２月　当社総務管理部長 平成17年９月　当社取締役総務管理部長 平成20年12月　当社総務部長 平成21年９月　当社取締役総務部長 平成25年７月　当社取締役管理本部長（現任）	43,000株
		【取締役候補者とした理由】 矢森貞行氏は、当社における管理部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	有する当社の株式数
5	山本喜彦（やまもとよしひこ） （昭和37年６月30日） 再任	平成２年１月　当社入社 平成17年９月　当社建築営業担当部長 平成22年９月　当社取締役営業部長 平成25年７月　当社取締役営業本部長　（現任）	16,000株
		【取締役候補者とした理由】 山本喜彦氏は、当社の営業に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
6	田中久雄（たなかひさお） （昭和31年８月20日） 再任	昭和54年４月　当社入社 平成17年４月　当社土木第二部長 平成20年５月　当社執行役員土木第二部長 平成21年７月　当社土木工事部長 平成25年７月　当社土木事業本部長 平成25年９月　当社取締役土木事業本部長（現任）	62,000株
		【取締役候補者とした理由】 田中久雄氏は、当社における土木事業部門に関する豊富な職務経験を有しており、その経験や知見を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

株主提案

第５号議案　剰余金の配当の件

１.提案する議題の内容

①剰余金の配当

第63期の期末剰余金として、普通株式１株当たり、配当可能利益116円のうち、金29円を配当する。

２.提案の理由

①当社は2017年３月31日時点で、17.5億円の現預金を保有しております。うち８億円は定期預金として保有している一方で銀行借入が６億円あります。自己資金が潤沢であることが明白な、かかる状況下で銀行借入の必要はなく、定期預金を解約して弁済すべきであり、その結果発生する２億円の現金は利益剰余金でありますから配当に回すべきであると考えます。尚、直近の第三四半期決算の情報によると純利益179,618千円が出ており、上記２億円を内部留保とする理由がないと考えております。

上記融資返済後の定期預金２億円を１株当たりに割り振った場合の配当可能金額は以下の通りです。

２億円（利益剰余金）÷6,860千株（発行済株式数）

＝29.15円（１株当たりの配当可能金額）

昨年、ＩＲ責任者兼取締役の矢森様との面談の際、当社の売上の多くが官公庁に対するものであること、今年度の工事未収入金（売掛金）は15.1億円あり、対して工事支払金（買掛金）が7.7億円となっており、かかる売掛金の支払いは本年４月から順次支払われるとの説明を受けております。このように売掛金は大半が官公庁から振り込まれるものであること、過去に支払いが遅れたこともないとの説明も考慮すると、今後も売掛金の回収は正常に行われるものと考えられ、不測の事態に備えて現預金を大量に保有する必要がないと考えております。

②上記６億円の借入金はメインバンクである滋賀銀行からの短期借り入れですが、かかる借入に対しては3,868千円の利息支払いが発生しています（金利は借り入れ時期での固定金利）が、これは昨年の配当金支払総額34,210千円の約11.3%に相当する多額の金額であり、株主に対する配当を犠牲にして滋賀銀行への利息支払いを行っていると言わざるを得ないもの

です。
ちなみに上記利息支払い金額3,868千円を１株当たりに割り振った場合の金額は、以下の通りです。
3,868千円（利息）÷6,860千株（発行済株式数）
＝0.56円（１株当たり負担額）
上記のことから借入金の返済により１株当たり0.5円程度の増配が可能であることになります。
上記①②の通り、定期預金の解約を行い滋賀銀行に融資を返済することにより得られる２億円のキャッシュフローを配当に回せば１株当たり29～30円となります。直近使い道のない利益剰余金を配当として株主還元することは弊社以外の株主様にもご賛同いただける提案であると考えます。
上記ご提案は、当社にとって容易に実行できるものであり、資本利益率の向上に大いに貢献するものであります。かかる弊社のご提案を株主総会において上程、可決することにより当社の株主重視の姿勢を市場に強くアピールすることができるものと考えます。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。

＜第５号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと考えており、期末配当を行うことを基本方針として、安定的かつ継続的に株主還元を行うことを目標としています。流動的な経営環境の中で、このような株主還元施策を今後も継続していくためには、内部留保の確保は極めて重要です。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化及び将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社競争力の維持及び強化を図ることができるものと考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化の実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

したがいまして、１株当たり29円、配当総額198,813,357円を配当するよう求める本議案につきましては、反対をいたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　滋賀県栗東市上鈎480番地
当社　本社５階　会議室
ＴＥＬ（077）553－1111

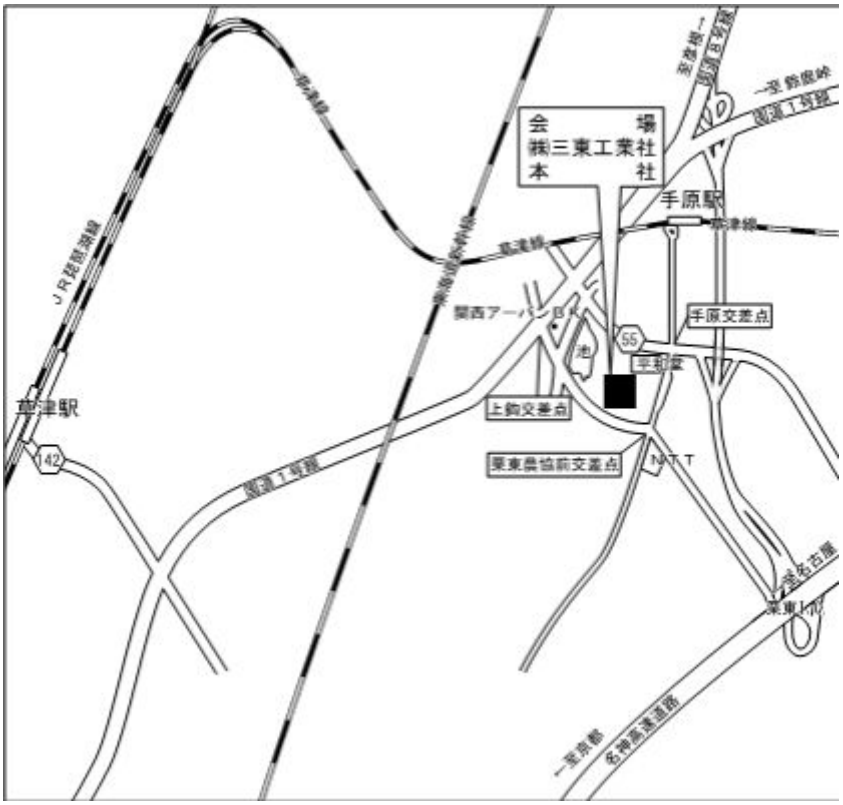

最寄駅
手原駅（ＪＲ草津線）より徒歩約10分
お　車
名神栗東Ｉ．Ｃ．より約５分